

就学援助制度のご案内

新座市教育委員会

1 就学援助制度とは

就学援助制度とは、経済的理由により教育の機会が失われないように、学校でかかる経費（学用品費、修学旅行費、林間学校費、学校給食費等）を援助する制度です。

2 対象となる方・申請書類

新座市に住民登録があり、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

申請する際は、「就学援助費受給申請書」と以下の添付書類（写し可）を提出してください。申請書は各小・中学校又は教育委員会学務課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

対象となる方	添付書類
世帯の年間総所得金額（所得のある方全員分）が認定基準金額を下回る方 ※ 「6 認定となる年間総所得金額の目安（令和2年度の例）」をご覧ください。	令和3年度所得証明書 ※ 令和2年1月～12月の「合計所得金額」の記載があるもの。 ※ 生計を同一にする方で、所得のある方全員分。 ※ 令和3年1月2日以降に新座市に転入した方のみ添付が必要です。 1月1日現在新座市に住民登録がある方は添付不要です。 ※ 6月30日（水）までに、令和3年1月1日現在の住民登録地の市区町村で取得し、提出してください。 7月以降になった場合、申請書を提出した日を申請日とみなし、審査を行います。
市町村民税が非課税又は減免されている方	
生活保護を停止又は廃止されている方	「生活保護受給証明書」 生活支援課へお問い合わせください。
国民年金保険料が減免されている方	「国民年金保険料免除申請承認通知書」 年金事務所へお問い合わせください。
国民健康保険料が減免又は徴収が猶予されている方	「国民健康保険税減免決定通知書」 国保年金課へお問い合わせください。
児童扶養手当を受給している方	「児童扶養手当証書」 こども給付課へお問い合わせください。

3 申請期間

随時

※ 認定された場合は、原則として申請した月からの支給となりますので、申請はお早めをお願いします。

4 提出先

在籍している学校又は教育委員会学務課

5 就学援助の支給対象経費（令和2年度の支給例：年額）

費目	小学校		中学校	
	学年	支給額	学年	支給額
学用品費・ 通学用品費	1年 2～6年	11,630円 13,900円	1年 2～3年	22,730円 25,000円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	全学年	実費額 (上限あり)	全学年	実費額 (上限あり)
新入生児童生徒 学用品費	1年 (4月認定 者のみ)	51,060円	1年 (4月認定 者のみ)	60,000円
	6年 (入学前支給)	60,000円		
体育実技用具費	—	—	全学年	実費額 (上限あり)
修学旅行費	6年	実費額	3年	実費額
林間学校費	5年	実費額	1年	実費額
医療費	全学年	自己負担額	全学年	自己負担額
学校給食費	全学年	実費額	全学年	実費額

※ 医療費・・・学校の健康診断等で発見された、学校保健安全法施行令に定める疾病（トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病（虫卵含有を含む。））について、治療の勧告を受け、この治療に要した額。

6 認定となる年間総所得金額の目安（令和2年度の例）

世帯の年間総所得金額（所得のある方全員分）が以下の認定基準金額を下回れば認定となります。

世帯人数	家族構成	持家	借家
2人	父40歳 子6歳（小1）	約185万	約282万
3人	母40歳 子12歳（中1） 子6歳（小1）	約262万	約359万
4人	父40歳 母40歳 子12歳（中1） 子6歳（小1）	約325万	約422万
5人	父40歳 母40歳 子14歳（中3） 子12歳（中1） 子6歳（小1）	約395万	約492万
6人	父40歳 母40歳 子12歳（中1） 子6歳（小1） 祖父70歳 祖母70歳	約423万	約520万

※ この表はあくまで目安です。年齢・家族構成等により、基準額は異なります。

※ 所得とは、給与収入の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額、事業収入の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。

問合せ

〒352-8623

新座市野火止一丁目1番1号

（新座市役所第二庁舎2階）

新座市教育委員会学務課 就学援助担当

電話 048-477-6869（直通）